



指定作業場 設置 変更 届出書

葛飾区長 殿

住所 葛飾区立石5-13-1

氏名 葛飾商事 代表取締役 葛飾花子 (個人にあっては氏名、代表者の氏名及び主たる業務所の所在地)

第9条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

既設番号等	変更事由	指定作業場の種類	作業の方法	建築物・施設の構造又は配置	ばい煙等の防止の方法
指定作業場の名称	葛飾パーキング	自動車駐車場			
指定作業場の所在地	葛飾区立石5-27-1				
指定作業場の種類	自動車駐車場	所管にあつては所管官署			
地域等	商業地域	下水道区域			
自動車の出入口が接する道路の幅員	10 m	50メートル以内の学校・図書館・病院・診療所・保育所・特別養護老人ホームの所在地		△別紙()のとおり	
作業時間	○時から	○時まで(24時間)			
工事発工予定	△年7月1日	工事完成予定	△年10月31日		
従業員数(常用雇用者数)	()人	廃止予定	年月日		
連絡先	氏名 葛飾太郎	電話番号(〇〇〇〇)〇〇〇〇	電子メール		
受付印					

備考 1 京の欄には、記入しないこと。
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 変更届として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること(添付する別紙についても同じ)。
4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
5 「用途地域」の欄には都市計画法第3条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7-4の附の付表の水域区分の欄に掲げる水域を記入すること。
6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。



別紙2

自動車	駐	車	場
自動車	タ	ミ	ナル
ガソリンスタンド	液化石油ガススタンド	天然ガススタンド	
自動車	洗	車	場

収容台数・停留台数・同時駐車台数・洗車台数	総数 62 台	大型車 57 台	小型車 5 台
一日の出入台数	1 2 4 台		
貨物の種類			
洗車機の型式	原動機の定格出力		
貯蔵タンクの基数	貯蔵総量(単位) (kg・l・m³)		
各種貯蔵タンクの貯蔵物質名	タンクの内容積等(単位)	設備の有無	設備の種類
	(kg・l・m³)	有・無	1 ペーパーリターン
	(kg・l・m³)	有・無	2 その他()
	(kg・l・m³)	有・無	1 ペーパーリターン
	(kg・l・m³)	有・無	2 その他()
	(kg・l・m³)	有・無	1 ペーパーリターン
	(kg・l・m³)	有・無	2 その他()
	(kg・l・m³)	有・無	1 ペーパーリターン
	(kg・l・m³)	有・無	2 その他()

敷地内建築物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
2 この様式各欄に記入しきれないときは、別紙、表等を利用すること。
3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

●指定作業場設置・変更届出書(第16号様式)の書き方

①住所・氏名

- ・個人の場合は、作業場主の実質的な生活の根拠たる場所と氏名を記入し、認印を押してください。
- ・法人の場合は、本社の所在地と代表者の役職名及び氏名を記入し、代表者印を押してください。

②指定作業場の所在地

住所と同様に住居番号を記入してください。

③地域

- ・用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第二種特別工業地区、工業地域、第一種特別工業地区のうち、該当するものを記入してください。
- ・水域は下水道が入っている地域は下水道区域、下水道が入っていない地域は荒川水域と記入してください。

④作業時間

通常行われる作業時間を残業も含めて記入してください。

⑤従業員数

その作業場で通常の業務に従事する人数を、事務や社外の人も含めて記入してください。

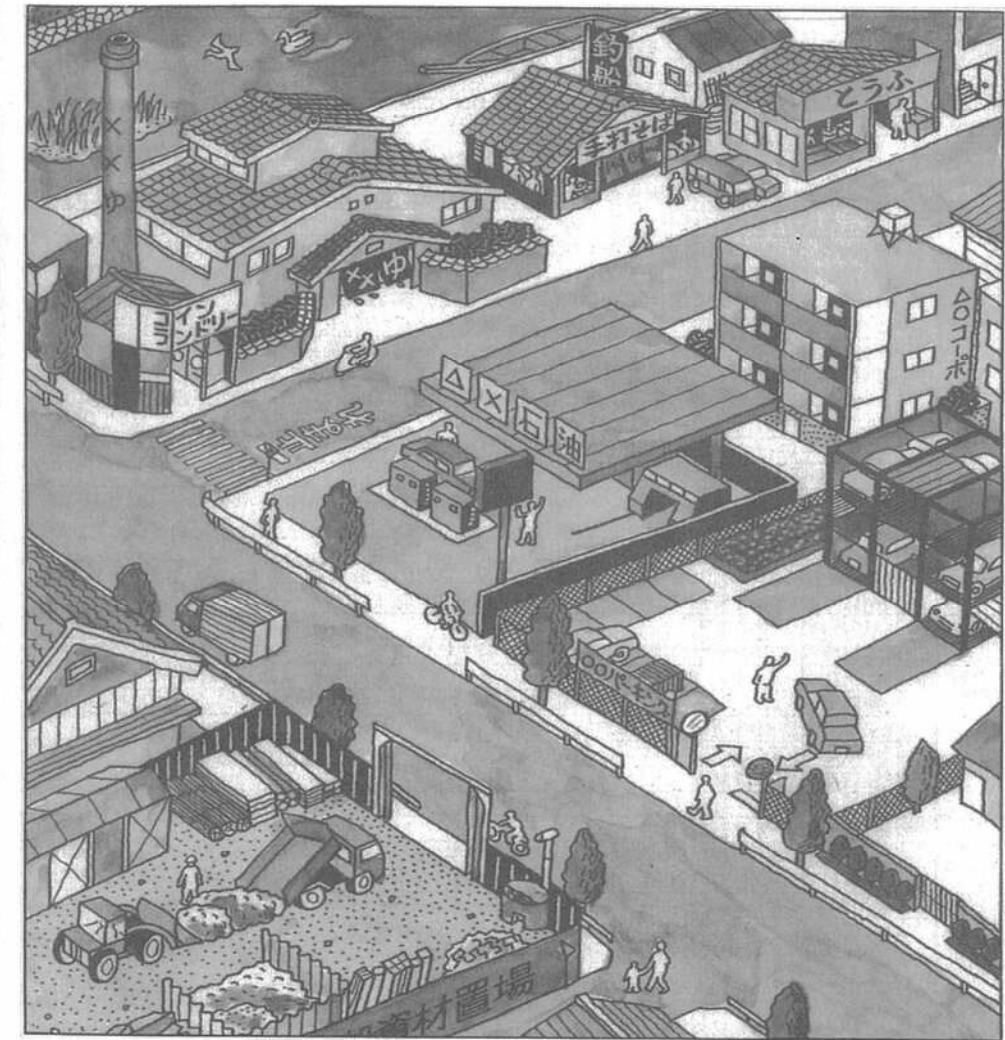
⑥廃止予定

期限つきで設置する場合に記入してください。

指定作業場の届出

— 環境にやさしく

快適な葛飾に —



葛飾区役所 環境部

環境課公害対策相談係



〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号
代表 3695-1111 内線3525~3526
直通 5654-8236
FAX 5698-1538

指定作業場とは

次の表に示されている事業場（工場に該当するものを除く）で、材料置場（面積100㎡以上）や駐車場（収容能力20台以上）など、公害が発生する可能性のあるものについて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）で、規制の対象としているものをいいます。（同条例第2条・別表第二）

指定作業場の種類

別表第二 指定作業場（第2条関係）

1	レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
2	自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
3	自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
4	ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
5	自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
6	ウエスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
7	廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
8	セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
9	材料置場（面積が100㎡以上のものに限る。）
10	死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
11	と畜場
12	畜舎（豚舎の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積もしくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が1,000羽以上のものに限る。）
13	写真の作成の用に供する施設を有する作業場
14	工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
15	臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
16	めん類製造場
17	豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
18	砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
19	洗濯施設を有する事業場
20	廃油処理施設を有する事業場
21	汚泥処理施設を有する事業場
22	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
23	工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
24	下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
25	暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
26	ボイラー（熱源として電気もしくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5㎡未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては、伝熱面積が10㎡未満のもの）を除く。）を有する事業場
27	ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
28	焼却炉（火床面積が0.5㎡未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。）を有する事業場
29	冷暖房用設備、水洗便所又は洗濯設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
30	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。）
31	病院（病床数300以上を有するものに限る。）
32	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

設置・変更の届出

新たに指定作業場を設置しようとするとき、指定作業場の種類・作業の方法・建物や施設の構造・配管・公害防止の方法を変更しようとするときは事前に届出なければなりません。（同条例第89条、第90条）

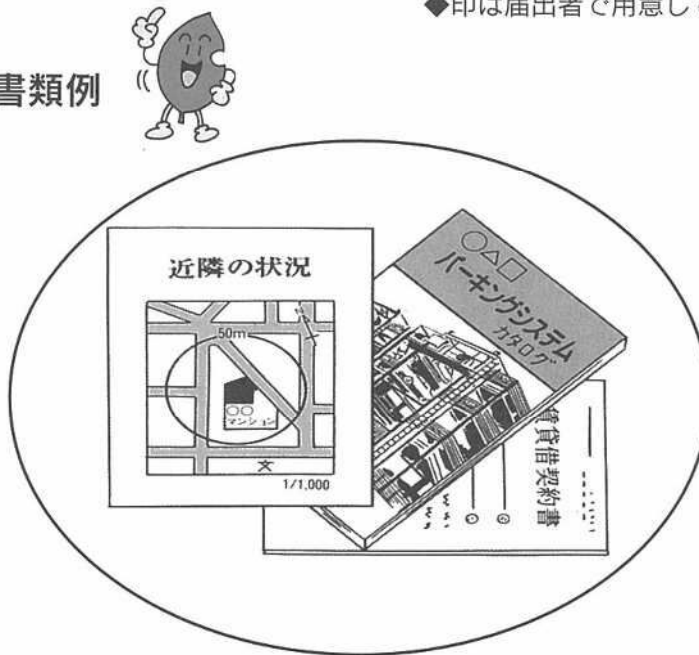
届出は所定の用紙（第16号様式）に必要な事項を記載し、図面等を添付してください。（同条例施行規則第41条）

届出の書類・図面等は同じものを2部用意してください。1部を審査後に返却しますので、廃止または次の変更まで、大切に保管してください。

●届出に必要な書類

- ◇指定作業場設置・変更届出書（第16号様式）
- ◇指定作業場の種類に該当する様式
- ◆近隣の状況（半径50m以内の学校・病院等）のわかる地図
- ◆指定作業場建設の構造（平面、立面、矩計図）を示す図面
- ◆その他（機械・施設の図面・カタログ等）の必要な書類
- ◇印の用紙はダウンロードできます
- ◆印は届出者で用意してください

添付書類例



●指定作業場の使用にあたって

届出は必ず事前に行ってください。届出が受理された日から30日以降でなければ、その指定作業場の設置または変更の工事を始めてはなりません。なお、届出の内容によっては、この期間を短縮できる場合がありますのでご相談ください。（同条例第92条）

届出を審査して、公害防止のうえで支障があると認められたときは、計画の変更等を命ずることがあります。（同条例第91条）

設置・変更以外の届出

次のような場合には、それぞれ該当する届出を行ってください。届出書は、同じものを2部作成して、事実が発生した日から**30日以内**に提出してください。指定の用紙はダウンロードできます。（同条例第93条）

届出の種類	届出の内容
指定作業場・氏名等変更届	<ul style="list-style-type: none"> ■社名、代表者、主たる事務所の所在地、指定作業場名を変更したとき（法人） ■住所、指定作業場名が変更したとき（個人） （同条例第93条、同規則第38条）
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> ■指定作業場を廃止したときや指定作業場以外のものに用途を変更したとき （同条例第93条、同規則第39条）
承継届	<ul style="list-style-type: none"> ■指定作業場を譲り受け、借り受け、相続、合併等により指定作業場を設置する者の地位を承継したとき（承継の事実を証明する書類を添付してください） （同条例第93条、同規則第40条）

その他の届出・問い合わせ

指定作業場に設置する施設の種類や規模によっては、公害防止のために、ほかにも届出が必要になる場合があります。

指定作業場の届出、その他公害防止についての詳しいことは、環境課へご相談・お問い合わせください。

お願い

- 化学物質の適正管理
化学物質を使用している指定作業場（年間100kg以上使用している事業場）は毎年1回使用量等の報告や、化学物質管理方法書の提出が義務づけられています。（同条例第110条、111条）
- 土壤汚染対策
有害物質取扱事業者が指定作業場を廃止するときや、大規模開発を行う事業者（3,000㎡以上）は土壤汚染の調査等が義務づけられています。（同条例第116条、117条）